

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

令和2年度に引き続き、コロナ禍の影響を受けている中小企業・小規模事業者への資金繰り支援・経営支援について、関係機関と連携しながら、最優先に全力を挙げて取り組みます。あわせて、コロナ禍の収束を見据えつつ、課題を抱える事業者に対して、「経営健全化」「創業・再チャレンジ」「事業承継」「生産性向上・事業再構築」（重点4課題）を促す支援に重点的に取り組みます。

そして、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、事業者に寄り添った支援を展開し、より一層地域創生に貢献していきます。また効率的できめ細かい業務展開を図るため、デジタル化を推進します。

こうした考えのもと、向こう3か年の業務運営における基本方針を以下の6項目とします。

（1）経営課題に対応した的確な保証支援の実施

今後3年間においては、当面の間、コロナ禍の影響を受ける事業者に対する資金繰り支援を最優先課題とし、国や県が実施する政策や制度を最大限活用するとともに、金融機関と適切に連携し、必要資金の迅速かつ的確な提供に引き続き全力で取り組みます。

また、コロナ収束後は、様々な課題を抱える事業者に対して個別に寄り添いながら、課題解決に向けた最適な保証を提供していく必要があります。上記重点4課題を推進していくため、利用者、金融機関の目線に立って、保証商品や融資制度を課題ごとに整理・再編していきます。

(2) 経営支援の取組強化

外部専門家派遣を活用した経営改善支援や金融正常化支援等により返済緩和割合は減少してきたが、コロナ禍の影響により、経営基盤を維持することが困難になる中小企業・小規模事業者の増加が予想され、早めの対策を行わないと、こうした事業者が次々と返済緩和を求めることになりかねない。

こうした状況のもと、経営支援に関連する各種データの分析・検証を実施して、経営支援施策の充実につなげます。加えて、金融機関と連携したモニタリング等を通して個々の状況を把握し、コロナ禍の影響を大きく受けた事業者に対しては、効果的な経営支援を適時にきめ細かく実施していきます。

一方で、創業や事業の転換・拡張、事業承継等の経営課題の解決に取り組む事業者に対しては、外部専門家派遣を活用するなど、積極的な支援に取り組みます。

また、創業や事業承継等に係るイベントの開催や情報誌の発行などを通して、各種支援情報を発信し、創業や事業承継意欲の喚起・向上を図るとともに、具体的な行動を促進します。

(3) 関係機関との更なる連携

今後3年間においては、コロナ禍の影響により増加した保証利用企業に寄り添った支援を重点的に実施するため、金融機関等との連携・協調体制を更に強化し、情報の共有を図りながら有効に活用します。また、責任共有対象外保証が増加している状況を勘案し、適切なリスク分担にも配慮しながら、事業者が抱える経営課題に対応した的確な保証支援を実施します。

あわせて、金融機関との継続したモニタリングを通して企業状況等の情報を共有し、早期の支援に繋げるなど、これまで行ってきた経営支援に更に力強く取り組み、代位弁済の抑制を図ります。

(4) 効率的な回収と事業再生・生活再建への取組の推進

コロナ禍の影響を注視しながら、回収の更なる効率化に向けた取組を行います。個々の求償権をきめ細かく分類し、計画的な進捗管理のもと回収機会は逃すことのないように努めるとともに、回収可能性のない求償権については管理事務停止とし、整理を進めます。加えて、コロナ禍の影響で急激な環境変化により代位弁済に至った先等については、事業再生や再チャレンジを支援する観点から、経営者保証ガイドラインや一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン等を活用した取組を行います。

これらの取組を行うにあたっては、管理回収業務全体の総合的な対応力を高めていく必要があることから、集約した組織体制の強みを最大限に活かすとともに、サービサーを有効に活用します。

(5) 組織の更なる活性化

中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援はもとより、経営支援や事業承継支援など、保証協会に求められている役割は多様化しています。また、感染症の発生・拡大や自然災害等の危機事象時には、保証協会の役割が重要性を増してきます。このような役割を十全に果たしていくため、組織体制の見直しや施設面を含めた業務環境の整備、とりわけデジタル化の推進を図ります。あわせて、めまぐるしく変化する社会情勢に対応し、個々の関係機関とも連携しつつ、中小企業・小規模事業者に寄り添った支援を推進できるような人材の確保と育成に努めます。

(6) コンプライアンス態勢の充実

公的機関としての信頼を損なうことのないよう、引き続き法令のみにとどまらず、広く社会的規範を遵守することを徹底する必要があります。

このため、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員の意識向上、継続的な研修、内部監査、外部評価の実施等により、コンプライアンス態勢のより一層の強化を図っていきます。

反社会的勢力等の徹底排除に向け、引き続き新聞やインターネット、警察等から得た情報に加え、全国信用保証協会連合会が全国暴力追放運動推進センターから得た情報を収集する等、更なるデータベースの拡充に努め、態勢強化を図ります。